

議案第 5 号

みよし市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、短時間勤務会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため必要があるからである。

みよし市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

みよし市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年みよし市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

みよし市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第5条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する短時間勤務会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）に対し、当該短時間勤務会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、常勤の職員に支給する勤勉手当との権衡を考慮して、市長が規則で定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

みよし市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p><u>みよし市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</u> (<u>勤勉手当</u>)</p> <p><u>第5条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する短時間勤務会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）に対し、当該短時間勤務会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員についても同様とする。</u></p> <p><u>2 勤勉手当の額は、常勤の職員に支給する勤勉手当との権衡を考慮して、市長が規則で定める額とする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条 略</u></p>	<p><u>みよし市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条 略</u></p>